

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３第６項の規定により、平成
２０年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり
公表します。

平成２４年６月２９日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	南	田	昭	典
同	井	岡	正	徳
同	森	川	喜	之

監査の特定事件（テーマ）

奈良県中央卸売市場事業費特別会計に関する事務の執行及び事業の管理運営に
ついて

項目	監査結果	措置内容
現状の事務の執行に係る問題点	○ 保証金の管理を適切に行うべき 奈良県中央卸売市場では、保証金について出納簿による総額管理を行っているが、関係事業者ごとに保証金管理台帳を作成し、個々の保証金の過不足が明らかになるようにしておくべきである。また、保証金は、現金又は国債等の有価証券により差し入れなければならないと市場条例に規定されているが、質権設定した定期預金証書による保証金が散見された。また、ペーパーレス化された国債等に質権の設定を行うことも可能であるため、有価証券又は定期預金に質権設定の手続を行ったうえで、保証金の預託を行うことができる旨に条例改正すべきである。	保証金の管理台帳を再整備するとともに、保証金は現金等条例に規定されたものに限る旨を指導している。定期預金証書による保証金については、現金による保証金への変更手続を行った。
	○ 原状変更に係る承認が網羅的に行われていない 場内を視察したところ、無届または未承認の原状変更が散見された。原状変更は市場による承認が必要であることを周知徹底し、未承認の原状変更は撤去するよう指導すべきである。それでもなお拒否するなど悪質な場合は、施設の返還を求めるべきである。	未承認案件について過去の経緯等を踏まえ調査しており、無届の案件について撤去されたところもあるなど、順次改善を進めている。
	○ 公有財産はもれなく台帳に登録すべき 奈良県中央卸売市場内に建物台帳明細表に登録されていない公有財産（卸売市場棟のランプウェイ）が存在している。当該資産について速やかに台帳登録を行うべきである。	登録内容と現状をつなぐ変遷資料の洗い出しを実施。ランプウェイについては台帳に登録を行った。

項目	監査結果	措置内容
	○ 不動産登記は適時かつ適切に行うべき 奈良県中央卸売市場で保管されている土地台帳明細表及び建物台帳明細表を閲覧したところ、平成元年以降取得したものにつき「登記年月日」欄に記載がなく、登記が行われていないものが散見された。規則に従い、また、第三者対抗要件を具備するため、適時かつ適切に登記を行うべきである。	建物の維持管理については、現在市場の将来のあり方において検討し、改革に取り組んでいるところ。未登記建物についてもその中で整理することを検討。
	○ 市場冷蔵(株)において自己株式の譲渡価格についての意思決定過程が文書化されていない 市場冷蔵(株)が平成20年3月末に自己株式の取得を行った際の譲渡価格の算定方法は取締役会の決議事項（会社法第157条第1項第1号）であるにもかかわらず、算定過程の判明する議事録が作成保管されておらず、市場冷蔵(株)においては、額面で買取るに至った経緯が不明な状況にある。重要な経営上の意思決定に係る事項であり、市場冷蔵(株)においては、意思決定過程が分かるよう文書化しておくべきである。	今後同様の事態にならないように、会社法等の規定を遵守し、意思決定過程を文書化、保管するように指導した。